

西東京市公園寄附ベンチ (いこいなベンチ) 事業について



どんな事業……？

■市立公園に寄附者の名前やメッセージを刻んだプレートを取り付けたベンチを設置する事業で、皆様に支えられた親しみやすい公園を作ることを目的としています。



ベンチってどんなもの……？

■ベンチの設置場所と設置数量

- (1) 田無市民公園 4基
- (2) 西原自然公園 6基
- (3) 文理台公園 4基
- (4) 西東京いこいの森公園 10基
- (5) その他市長が認める公園

メッセージプレートに、記念に残したい思い出のメッセージを刻み込めます

■メッセージプレートの仕様

○仕様

- ・材質：真鍮製 ・形状：幅150mm、高さ55mm、厚さ1mm
- ・ベンチの種類 7種類のベンチから選択。（別紙「ベンチカタログ」参照）
- ・記入文字数：①寄附者名（20文字以内）[個人名又は団体名]
- ・記入文字数：②メッセージ（40文字以内）[広告や宣伝・主義主張等、管理上ふさわしくない表示はできません。]



いつから申込開始……？

平成29年4月1日～

■申込方法

西東京市公園寄附ベンチ事業に賛同され、寄附を希望する方は、申込用紙に必要事項を記入のうえ、みどり公園課窓口に直接提出してください。

○担当窓口

西東京市みどり環境部みどり公園課

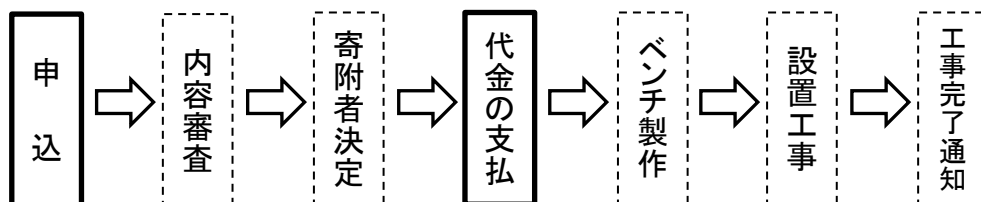
〒202-0011 西東京市泉町三丁目12番35号 エコプラザ西東京

電話 042-438-4045（直通） FAX 042-438-1762

○申込書の配布

申込書は、みどり公園課の窓口にて配布及び市のホームページでダウンロードできます。

○申込から完了までの流れ



※申込から設置までは概ね2か月の日数を要します。[設置場所によっては前後する場合があります]

※図中の実線枠内の事項を申込者（寄附者）が行います。



ご注意ください！！

■その他の注意事項

○寄附者について

寄附をすることができる方は、個人又は団体とします。ただし、次に掲げる方からの寄付はお受けすることができません。

ア 営利を目的として寄附を行う方

イ 実施目的に適さないと判断された方

○寄附者名等の表示

寄附者名等の表示については、個人名・団体名及び簡単なメッセージを金属プレートに表示することができます。

※標示する寄附者名等の表示については、個人名・団体名及び簡単なメッセージを金属プレートに表示することができます。

※寄附者名・メッセージ等に著作権等を生じるもの（歌の一節・有名人の名前など）は、寄附者の費用負担と責任で記載してください。

○財産の帰属等

寄附されたベンチの財産等は西東京市に帰属し、一般の利用に供する施設として利用します。ただし、耐用年数を過ぎ老朽化した場合など、管理者が必要と認めた場合は、補修、撤去又は移設することがあります。

○設置場所

寄附されたベンチの設置場所は指定できません。



寄附ベンチは、この「いこいーな」ステッカーも目印。

市内の公園に思い出を刻み込もう！！

○ベンチの製作及び設置工事について

本事業のベンチの製作及び設置工事は、（一社）日本公園施設業協会が担当いたします。

ベンチの種類は、別紙の7種類から選択していただきます。

○代金の振り込みについて

ベンチ代金の振り込み先は、（一社）日本公園施設業協会になります。また、振込手数料については、寄附者の負担となります。

○寄付金控除について

【所得税法、地方税税法上の寄付金控除】

確定申告、市・都民税の申告によって寄付金控除が受けられる場合がありますので、詳しくは税担当課窓口にご確認ください。

※上記の措置を受けるため、申告の際、物件受領書が必要となります

◆詳しくは、担当課窓口へお問い合わせください。

みなさまのご協力をお待ちしております。

